

介護予防生活支援サービス事業 運営規程

第1章 総 則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人あかねが開設する介護予防生活支援サービス事業所（以下「事業所」という。）が行う総合事業サービス（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員または看護職員、介護職員等の従事者（以下「通所介護従業者」という。）が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要支援状態にある高齢者に対し、適正な総合事業サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従業者は、要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力の維持・改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護等日常生活上必要な世話及び機能訓練を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、各自治体、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 銀の櫓 デイサービス
- 2 所在地 姫路市網干区興浜907-202

(営業日及び営業時間)

第4条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から日曜日までとする。
(ただし、1月1日から1月2日までは除く。)
- 2 営業時間 8時00分から17時00分までとする。
- 3 サービス提供時間 9時30分から16時45分までとする。

(指定通所介護の利用人員)

第5条 事業所の利用定員は、1日を次のとおりとする。

- 第1単位 1日60人とする。
- 第2単位 1日50人とする。

第2章 職員及び職務内容

(職員の職種、員数、及び職務内容) 通所介護と兼務

第6条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（兼務）

事業所と従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定通所介護の提供にあたるものとする。また、管理者は、それぞれの利用者に応じて介護予防通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について

て説明を行うものとする。

- 2 生活相談員 2名以上（常勤1名以上、非常勤1名以上）
- 3 看護職員 2名以上（非常勤兼務2名以上）
- 4 介護職員 9名以上（常勤1名以上、非常勤8名以上）
- 5 機能訓練指導員 1名以上（常勤1名以上）

第3章 介護予防生活支援サービス事業の内容及び利用料

（介護予防生活支援サービス事業の内容及び料金その他の費用の額）

第7条 介護予防生活支援サービス事業の内容は次のとおりとし、法定代理受領サービスに該当する介護予防生活支援サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、該当介護予防生活支援サービスについて厚生労働大臣または関係市町村、各自治体定める基準により算定した費用の額から該当施設に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防生活支援サービス事業サービスを提供した際に、利用者から支払いを受ける額と、居宅サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。

（厚生労働大臣が定める基準（＝介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に提示する。）

- (1) 入浴サービス
 - (2) 生活指導（相談・援助等） レクリエーション
 - (3) 健康チェック
 - (4) 送迎
 - (5) 運動器機能向上・生活機能向上グループ活動
 - (6) 栄養改善
 - (7) 口腔機能向上
- 3 指定介護予防生活支援サービス事業者は、前項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けるものとする。
 - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 指定介護予防生活支援サービス事業に通常要する時間を超える指定介護予防生活支援サービスであって、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定介護予防生活支援サービスに係る介護予防生活支援サービス基準額又はサービス費用基準額を超える費用
 - (3) 食費
 - (4) おむつ代
 - (5) レクリエーションの材料費等
 - (6) その他利用者が希望するオプションサービス（健康ジュース等）
 - (7) 自己負担額としては保険より支払われる額を差し引いたもの
 - (8) 前号に掲げるもののほか、介護予防生活支援サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 4 前号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明をした上で、支払いに同意を得ることとする。

(利用の中止・変更・追加)

第8条 利用予定日の前に、利用者の都合によりサービスの利用を中止または変更する事ができる。この場合、利用予定日の前々日までに事業者に出るものとする。

2 利用予定日の前々日までに申し出がなく、前日または当日になって利用中止の申し出をされた場合は、取消料として利用者は所定の料金を支払うものとする。

第4章 運営に関する事項

(通常の実施地域)

第9条 通常の実業の実施区域は、姫路市（家島町・香寺町・安富町を除く）、たつの市、太子町とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は指定介護予防生活支援サービス事業の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 1 サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- 2 管理者及び従業者による安全管理上の指示には必ず従うこと。
- 3 介護支援専門員とよく相談し、介護サービスの利用目的を明確にした上で利用すること。
- 4 施設内の設備及び備品等の利用に際しては、管理者及び従業者の指示に従い十分に注意すること。
- 5 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者及び従業者が必要と認めたものは、持参するようにすること。
- 6 緊急時等の連絡先を必ず申し出ること。
- 7 介護サービス利用開始時には、必ず介護保険被保険者証及び健康保険被保険者証の提示を行うこと。
- 8 第11条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

第5章 緊急時における対応方法

(緊急時における対処方法)

第11条 通所介護員等は、介護予防生活支援サービスの実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、すみやかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に通告しなければならない。

2 利用者に対する指定介護予防生活支援サービス事業の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第12条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 2 消防法に準拠して防災計画を別に定める。
事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように連携に努めるものとする。

第7章 その他運営に関する事項

(衛生管理等)

第13条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所内において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、必要な措置を講じなければならない。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおむね

6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(苦情処理)

第14条 提供した介護予防生活支援サービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口等を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

(高齢者虐待の防止に対する主体の責務)

第15条 高齢者の福祉に業務上、又は職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見、虐待の発生又はその再発防止に努めなければならない。また、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力することを責務とする。

- 2 提供した介護予防生活支援サービスに係る利用者の虐待が疑われる場合は、速やかに市町村に通知し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(会計区分)

第16条 指定介護予防生活支援サービスの根拠となる事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防生活支援サービス事業の会計と他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第17条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 施設は、利用者に対する指定介護予防生活支援サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(個別計画の提出)

第18条 居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）から介護予防通所介護（通所介護）計画の提供の求めがあった際には、当該介護予防通所介護（通所介護）計画を提出することに協力するよう、努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第19条 介護予防生活支援サービス事業所は、すべての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

2 施設は、介護福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務があるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

5 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

また、事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部での情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人あかねと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(法令との関係)

第20条

この規程に定めのない事については、厚生労働省令並びに介護保険法の法令に定めるところによる。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。
この規程は、平成19年4月1日から施行する。
この規程は、平成24年4月1日から施行する。
この規程は、平成25年9月9日から施行する。
この規程は、平成27年8月1日から施行する。
この規程は、平成28年2月1日から施行する。
この規程は、平成29年3月1日から施行する。
この規程は、平成31年4月1日から施行する。
この規程は、令和元年11月1日から施行する。
この規程は、令和3年4月1日から施行する。
この規定は、令和3年12月23日から施行する。
この規定は、令和4年5月1日から施行する。